

# 子ども・子育て支援助成

～生活に困難がある子どもやその家族への支援活動を応援！～

## 第3回 応募要項

### 1. 趣 旨

原材料費の上昇や円安の影響等の要因により、多くの生活必需品やサービスが値上がりし、物価高の傾向が続くなかで、経済的に困窮する子育て世帯の生活環境は深刻な状況にあります。本助成では、感染症の影響が長引く中で、社会的に孤立・孤独の状況にある子どもとその家族や経済的に困窮するひとり親家庭等を支援する活動に対して助成を行ってきました。今年度も引き続き、こうした生活にさまざまな困難がある子どもやその家族、又は子育てを支援する活動に対して助成を行います。

なお、本助成は、コープみらい「はがき・切手回収キャンペーン（子ども・子育て支援基金）」からの資金を原資に、コープみらいと中央共同募金会の共同助成として、赤い羽根福祉基金助成のプログラムの中で実施するものです。

### 2. 主 催

生活協同組合コープみらい

社会福祉法人 中央共同募金会

### 3. 助成総額

○助成総額は約 1,300 万円を予定しています。

○1 活動（事業）あたりの助成上限額については 100 万円（下限 20 万円） とします。

### 4. 助成対象団体

社会情勢のさまざまな要因による物価高騰の影響により経済的に困窮し、生活に困難がある子どもやその家族又は子育てを支援する活動を行う非営利団体

○応募時点で団体が設立されており、応募事業の実施体制が整っていること

○千葉県、埼玉県、東京都のいずれかに事業・活動拠点があること

※上記エリア内で、広域的に事業・活動を行なっている団体も対象とします。

○法人格の有無は問いませんが、以下 6 点の書類を提出できること

①団体の定款・規約・会則等のいずれか

②2023 年度事業報告書および決算書

③2024 年度事業計画書および予算書

④直近の役員名簿

⑤これまでの活動がわかる既存の資料 1 点（チラシ、HP、SNS の告知記事など 1 点のみ）

⑥助成金振込口座通帳の 2 ページ目（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分）の画像データ（通帳の写真、スキャンデータ等）

※次に該当する団体は除きます。

- ・反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある法人、団体

## **5. 助成対象活動（事業）**

社会情勢のさまざまな要因による物価高騰や感染症の影響が長期化する中で、生活に困難がある子どもやその家族又は子育てを支援することを目的とした以下の事業・活動を対象とします。

- ①経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの学習支援活動
- ②経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの食支援活動
- ③経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの居場所づくりの活動
- ④経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの自立を支援する活動
- ⑤ひとり親など、経済的困窮や社会的孤立の状態にある子育て世帯の保護者などを支援する活動
- ⑥病気や障がいなどにより親やきょうだいの介助が必要な子どもを支援する活動
- ⑦病気や障がいなどにより日常生活に課題がある子どもに対する子育てを支援する活動
- ⑧その他助成趣旨に合致すると審査委員会が判断する活動

## **6. 助成対象活動（事業）期間**

2025年4月1日～2026年3月31日

## **7. 助成対象経費**

社会情勢のさまざまな要因による物価高騰や感染症の影響が長期化する中で、生活に困難がある子どもやその家族又は子育てを支援する活動・事業に必要な経費

**※活動に係る経費については、応募書②に計上するとともに、その必要性を応募書①の「本助成金を充当する経費の必要性」の欄に詳しく記載してください。**

- 人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。
- 以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたると応募書から判断された場合は対象外となる場合があります。
  - ・行政等の公的財源が見込まれるもの
  - ・経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から読み取れないもの
  - ・費用の積算内訳が読み取れないもの
  - ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費）
  - ・ボランティアの人件費・謝金（実費弁償（交通費など）のみなら可）
  - ・団体および団体役員が所有する拠点、物、設備等の賃借料
  - ・団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
  - ・応募事業に関わるもの以外の団体の活動費用や管理的経費
  - ・助成決定した助成対象期間外の事業・活動に関する経費

## **8. 助成応募方法**

**※昨年と応募フォームが変わりましたのでご注意ください。**

応募締切日までに、中央共同募金会の web 応募フォーム「e 応募」にアクセスし、必要事項を記入の上、必要書類を、アップロードして送信してください。

(郵送による応募は受け付けません)

オンライン応募フォームが利用できない場合は、中央共同募金会（コープみらい×中央共同募金会 子ども・子育て支援助成担当）まで早めにご相談ください。締切間際にご相談されても間に合わない場合があります。

- 応募締切日 **2024年8月9日（金）23時59分まで**
- 応募書のダウンロードおよび「e 応募」へのアクセスは下記 URL（中央共同募金会ホームページ）をご覧ください。
- <https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-corp-prog/36669/>
- **はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。**

下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。

登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので、登録は早めに済ませてください。

・「e 応募」団体登録・ログイン画面

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

★団体登録に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「A～B」で始まる名前にしてください

A	団体の定款、会則、規約のいずれか（ワード、エクセル、PDF）
B	団体の役員名簿 ※直近のもの（ワード、エクセル、PDF）

- 団体登録後、応募画面にて以下の書類を「e 応募」にアップロードしてください。

★本助成応募に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「C～J」で始まる名前にしてください。

C	応募書①（所定のワード形式） ※PDF は不可
D	応募書②（所定のエクセル形式） ※PDF は不可
E	2023 年度(なければ 2022 年度)の事業報告書（ワード、エクセル、PDF）
F	2023 年度(なければ 2022 年度)の決算書（ワード、エクセル、PDF）
G	2024 年度（なければ 2023 年度）の事業計画書（団体の事業全体）
H	2024 年度（なければ 2023 年度）の予算書（団体の事業全体）

I	関係資料 ※これまでの活動がわかる既存の資料（チラシ、HP の告知記事など 1 点のみ）
J	通帳画像 助成金振込口座の通帳 2 頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像（JPEG、PNG、GIF）

※C・D 応募書①②の PDF ファイルによる応募は不可とします。

※「e 応募」にアップロードできるファイルの容量は 1 ファイルあたり 5MB までです。

## 9. 審査及び助成決定

中央共同募金会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から以下の点を基準に審査の上、助成先を決定します。

- ①応募団体のこれまでの活動（事業）実績
- ②応募事業の実施体制および団体のガバナンス（組織決定の方法等）
- ③応募書の記載内容（活動（事業）・予算）
- ④支援対象者のニーズを的確にとらえた活動（事業）であるか
- ⑤確実に効果的に支援が届く活動（事業）であるか

なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。

また、助成決定にあたり、応募額より減額して助成金額を決定する場合があります。

助成決定先は 2024 年 10 月上旬に中央共同募金会および生活協同組合コープみらいのホームページで公表するとともに、応募団体全てに審査結果を郵送等により通知します。

本助成決定団体が、生活協同組合コープみらいが実施する「コープみらい 暮らしと地域づくり助成」（2024 年 9 月上旬募集開始予定）を重複して助成を受けることはできませんのでご注意ください。

## 10. 助成金の送金について

助成決定後、原則として、応募時に登録した金融機関の口座に助成決定額の 2/3 の金額を送金します（2025 年 3 月上旬を予定）。事業完了後 1 か月以内に本会指定の様式により完了報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、最終精算送金額の減額や、助成決定後に送金済の助成金の一部またはすべての返還を求めることがあります。

## 11. 助成決定後のお願い

### ①成果の発信

本助成は、コープみらい組合員のご協力による「はがき・切手回収キャンペーン（子ども・子育て支援基金）」のご寄付によって行われるものであり、同組合に対して助成事業の進捗状況や結果を随時報告します。助成決定団体には、「コープみらい 暮らしと地域づくり助成」が実施する助成団体交流会での報告をお願いすることがありますことをご理解ください。

また、本助成による活動状況や成果をホームページ、SNS 等により発信していただくと

ともに、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを表示してください。

## ②事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告、収支報告を提出してください。報告様式、及び証憑等の提出方法については別途ご案内します。

## 12. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

### **【問い合わせ先】**

**社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部**

**コープみらい×中央共同募金会 子ども・子育て支援助成担当**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

E-mail [kikin-for@c.akaihane.or.jp](mailto:kikin-for@c.akaihane.or.jp)

電話 03-3581-3846 (平日 9:30~12:00 13:00~17:30) Fax03-3581-5755

※お問い合わせはできるだけ Email でお願いします。